

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	14	府 省 庁 名 国 土 交 通 省 _____
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し 項目名	短期譲渡所得の課税標準の特例措置	
見直し 内容 (概要)	<p>租税特別措置法施行令第19条第9項に規定する政令において、 「個人が有する短期所有の土地を、騒音斉合施設の整備等の用に供するために、政令で定める法人(独立行政法人 空港周辺整備機構他)に譲渡した場合、短期譲渡所得の課税における特例措置(都道府県3.6%、市町村5.4%→都道 府県2%、市町村3%)を認める。」</p> <p>と定められているが、この政令で定める法人から独立行政法人空港周辺整備機構を削除する。</p>	
関係条文	地附則35Ⅲ、租特法28の4Ⅲ②、租特令19Ⅸ①	
廃止 又は 縮減の 理由	<p>今後、騒音斉合施設の整備等の用に供するため、空港周辺整備機構が個人から土地等を取得することは予定されて おらず、廃止しても問題はない。</p> <p>直近3年間の実績 0件(今後も予定なし)</p>	
増収 見込額	0円	(単位:百万円)